

おしえてマイナンバー

マイナンバー制度(社会保障・税番号制度)について

■個人番号カードの交付手順

1. 通知カードといっしょに届いた「個人番号カード交付申請書」の郵送による申請、またはスマートフォン・パソコンによる Web 申請をします。

2. 「交付通知書」(はがき)がご自宅に届きます。

3. 必要な持ち物を準備して、「交付通知書」(はがき)に記載された期限までに、ご本人が役場窓口までお越しください。ご本人が病気などやむを得ない理由により、役場窓口に来ることが難しい場合に限り、代理人にカードの受け取りを委任できます。

本人が受け取る場合必要な持ち物

- 交付通知書(はがき)【返納】
- 通知カード【返納】
- 本人確認書類(※)
 - ①の中から1点、②の中から2点のいずれか
- 住民基本台帳カード(お持ちのかたのみ)【返納】
- 印鑑

※本人確認は次の書類で行います

①官公署が発行した写真付身分証明書

運転免許証 旅券(パスポート)
在留カード 住民基本台帳カード(写真付)
身体障害者手帳 療育手帳 など

②①以外の身分証明書

健康保険証 住民基本台帳カード(写真なし)
年金手帳 医療受給者証
社員証 学生証 など

代理人が受け取る場合必要な持ち物

- 交付通知書(はがき)【返納】
- ご本人の通知カード【返納】
- ご本人の本人確認書類(※)
 - ①の中から2点、①②それぞれ1点ずつ、
 - ②の中から3点(写真つきを1点以上)のいずれか
- 代理人の本人確認書類(※)
 - ①の中から2点、または①②それぞれ1点ずつ
- 代理権の確認書類(※)
- ご本人の住民基本台帳カード(お持ちのかたのみ)【返納】
- ご本人が来庁困難であることを証する書類
(例)診断書、障害者手帳、本人が代理人の施設などに入所している事実を証する書類
- 代理人の印鑑

※代理権の確認は次の書類で行います

法定代理人の場合：

戸籍謄本その他の資格を証明する書類(ただし、本籍地が町内の場合は不要)

その他の場合：

交付通知書(はがき)の「委任状」欄に、ご本人が代理人を指定した事実を確認出来るように記載

4. 交付窓口で本人確認のうえ、暗証番号を設定して頂くことにより、カードが交付されます。
暗証番号は、簡単な数字の並びや生年月日など推測されやすい番号を登録しないようにしましょう。

問合せ ●マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178
●総務課企画政策防災担当 ☎62-1231